

# 令和3年8月1日から育児・介護休業手当金の 給付日額上限相当額が変更されました!!

育児休業手当金および介護休業手当金の給付日額上限相当額が、令和3年8月1日から下記のとおり変更となっておりますのでお知らせいたします。

	令和3年8月1日から	令和3年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	13,722円	13,896円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	10,240円	10,370円
介護休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	15,102円	15,294円

給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

育児休業手当金	
第25級	470,000円

介護休業手当金	
第26級	500,000円

